

# 参考資料

## 目 次

1	職員の給与関係		
	平成21年職員給与実態調査の概要	-----	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	-----	2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	-----	3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	-----	3
第 4 表	職員の平均給与月額	-----	4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	-----	5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	-----	5
第 7 表	職員の住居手当の支給状況	-----	6
第 8 表	職員の通勤手当の支給状況	-----	6
第 9 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	-----	7
2	民間の給与関係		
	平成21年職種別民間給与実態調査の概要	-----	38
第 10 表	産業別、企業規模別調査事業所数	-----	39
第 11 表	民間における初任給の改定状況	-----	39
第 12 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	-----	40
第 13 表	民間における給与改定の状況	-----	40
第 14 表	民間における定期昇給の実施状況	-----	40
第 15 表	民間における昇給制度の状況	-----	41
第 16 表	民間における雇用調整の実施状況	-----	41
第 17 表	民間における賃金カットの実施状況	-----	42
第 18 表	比較対象従業員に係る職種	-----	42
第 19 表	民間における職種別給与額等	-----	43
第 20 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	-----	45
第 21 表	民間における家族手当の支給状況	-----	46
第 22 表	民間における住宅手当の支給状況	-----	46
第 23 表	民間における特別給の支給状況	-----	47
第 24 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	-----	47
3	労働経済関係		
第 25 表	労働経済指標	-----	48
4	生計費関係		
第 26 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	-----	50
5	国及び都道府県の給与関係		
第 27 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	-----	51
6	人事院勧告等の概要	-----	52

# 1 職員の給与関係

## 平成21年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と時期

地方公務員法第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、平成21年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査対象者

ア 次の条例の適用を受ける職員で、平成21年4月1日に在職する者

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

イ 次の者の扱いは次のとおりとした。

(ア) 原則として、4月1日現在の休職者、停職者及び育児休業職員並びに4月1日付け採用者を含む。

(イ) 原則として、派遣職員（市町村、外国の地方公共団体の機関等及び公益法人等に派遣されている職員）を含む。

(ウ) 再任用職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員を除く。

### (3) 調査の内容

平成21年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

### (4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

### (5) 調査の結果

平成21年4月1日現在における職員の給与等の実態は、第1表から第9表のとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員			警察官	教員
	一般職員	うち行政職員			
職員数	人 24,530	人 7,043	人 5,621	人 3,323	人 14,164
給料の月額	円 373,448	円 355,871	円 361,368	円 330,013	円 392,379
扶養手当	8,810	9,570	10,612	12,411	7,587
給料の特別調整額	5,076 (4,568)	6,373 (5,736)	6,981 (6,283)	2,672 (2,405)	4,995 (4,495)
地域手当	8,527	9,092	8,398	7,405	8,509
住居手当	4,710	5,597	5,479	2,266	4,842
その他	2,200	5,378	442	2,149	631
計	402,771 (402,263)	391,881 (391,244)	393,280 (392,582)	356,916 (356,649)	418,943 (418,443)
平均年齢	歳 43.1	歳 43.1	歳 44.4	歳 39.2	歳 44.1
平均経験年数	年 21.1	年 21.5	年 21.6	年 18.2	年 21.5

- (注) 1 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、新規学卒の平成21年4月1日付け採用者を除いたものである。
- 2 「給料の月額」には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。(第4表において同じ。)
- 3 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。(第4表において同じ。)
- 4 「給料の特別調整額」及び「計」は、職員の給与の特例に関する条例(平成18年栃木県条例第5号。以下「特例条例」という。)による減額措置が行われなかった場合の額であり、( )内は同措置が行われた額である。(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)、技術職給料表(一)、技術職給料表(二)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(一)、教育職給料表(二)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級を使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
- 2 技術職給料表(一)は、医療職給料表(二)の1級から5級を使用し、学校栄養士に適用
- 3 技術職給料表(二)は、医療職給料表(三)の1級から5級を使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
一般職員	行政職	4,836	43.8	22.2
	事務職	856	45.1	24.7
	研究職	285	40.2	17.4
	医療職(一)	110	41.5	17.9
	医療職(二)	286	40.2	17.5
	医療職(三)	524	36.9	14.7
	技術職(一)	143	42.0	20.9
	技術職(二)	3	49.5	29.1
	小計	7,043	43.1	21.5
警察官	公安職	3,323	39.2	18.2
教員	教育職(一)	3,884	43.8	21.2
	教育職(二)	10,280	44.2	21.7
	小計	14,164	44.1	21.5
全職員		24,530	43.1	21.1

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員	行政職	%	%	%	%	%	%	%
	事務職	100.0	69.7	7.8	22.3	0.2	76.3	23.7
	研究職	100.0	33.4	23.1	43.5	-	38.9	61.1
	医療職(一)	100.0	95.0	2.5	2.5	-	80.7	19.3
	医療職(二)	100.0	100.0	-	-	-	76.4	23.6
	医療職(三)	100.0	74.5	25.5	-	-	42.7	57.3
	技術職(一)	100.0	21.6	75.4	3.0	-	12.8	87.2
	技術職(二)	100.0	26.6	73.4	-	-	2.1	97.9
	小計	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0
	うち行政職員	100.0	62.5	16.4	21.0	0.1	64.3	35.7
警察官	公安職	100.0	63.9	10.2	25.8	0.1	70.8	29.2
教員	教育職(一)	100.0	53.3	4.4	42.3	0.0	93.6	6.4
	教育職(二)	100.0	93.9	2.4	3.7	0.0	60.6	39.4
	小計	100.0	89.2	10.7	0.1	-	43.7	56.3
全職員		100.0	90.5	8.4	1.1	0.0	48.3	51.7
全職員		100.0	77.4	10.2	12.4	0.0	59.0	41.0

## 第4表 職員の平均給与月額

### その1 職員別

職員の区分 給与種目		全職員	一般職員	警察官	教員
21 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 373,448	円 355,871	円 330,013	円 392,379
	扶養手当	8,810	9,570	12,411	7,587
	給料の特別調整額	5,076	6,373	2,672	4,995
		(4,568)	(5,736)	(2,405)	(4,495)
	地域手当	8,527	9,092	7,405	8,509
	住居手当	4,710	5,597	2,266	4,842
	その他	2,200	5,378	2,149	631
	計(A)	402,771	391,881	356,916	418,943
		(402,263)	(391,244)	(356,649)	(418,443)
	20 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 376,647	円 360,230	円 336,766
扶養手当		8,946	9,696	13,035	7,635
給料の特別調整額		5,227	6,531	2,827	5,114
		(4,704)	(5,878)	(2,545)	(4,602)
地域手当		5,826	6,427	5,066	5,694
住居手当		4,731	5,539	2,200	4,899
その他		1,991	4,146	2,723	735
計(B)		403,368	392,569	362,617	418,119
		(402,845)	(391,916)	(362,335)	(417,607)
(A) (B) × 100		99.9% (99.9)	99.8% (99.8)	98.4% (98.4)	100.2% (100.2)

### その2 給料表別

給与種目 給料表	給料の 月額	扶養手当	給料の 特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 360,114	円 11,252	円 7,671 (6,904)	円 8,454	円 5,733	円 391	円 393,615 (392,848)
事務職	353,235	6,123	2,509 (2,258)	7,696	3,755	702	374,020 (373,769)
研究職	349,370	9,596	5,657 (5,091)	7,868	7,620	181	380,292 (379,726)
医療職(一)	461,889	12,109	23,053 (20,747)	69,587	9,327	315,934	891,899 (889,593)
医療職(二)	340,342	6,392	4,601 (4,141)	7,377	5,042	-	363,754 (363,294)
医療職(三)	318,238	3,029	339 (305)	6,753	6,629	1,034	336,022 (335,988)
技術職(一)	327,658	1,633	- (-)	6,915	2,580	320	339,106 (339,106)
技術職(二)	397,033	9,167	- (-)	8,530	-	-	414,730 (414,730)
公安職	330,013	12,411	2,672 (2,405)	7,405	2,266	2,149	356,916 (356,649)
教育職(一)	395,269	8,697	2,786 (2,508)	8,561	6,637	33	421,983 (421,705)
教育職(二)	391,287	7,167	5,829 (5,246)	8,489	4,164	858	417,794 (417,211)

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者 (13,000円)	配偶者が いない場 合の子、 父母等 のうち1人 (11,000円)	子、父母 等 (6,500円)	計 (A)	子のうち特定 期間にある者 (5,000円加算)		
一般職員	人 1,802	人 167	人 5,170	人 7,139	人 1,706	人 3,401	人 2.1
警察官	1,652	17	2,393	4,062	805	1,950	2.1
教員	2,093	318	9,359	11,770	3,184	5,578	2.1
全職員	5,547	502	16,922	22,971	5,695	10,929	2.1

- (注) 1 扶養手当の対象となる扶養親族数欄の( )内の金額は、それぞれ当該扶養親族についての扶養手当の現行支給月額である。  
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、19,773円である。  
 3 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政	事務	研究	医療	医療	医療	公安	教育	教育	計
		職	職	職	職(一)	職(二)	職(三)	職	職(一)	職(二)	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員の給料に関する特例	一種	42		1	1			3			47
	二種	36			4			13			53
	三種	71		1	6	1		55			134
	四種	119		8	11	11	3				152
	五種	265		11	7	9		44			336
	六種	1		3							4
	七種										
栃木県公立学校職員給与特例	一種								25	36	61
	二種								53	160	213
	三種		15						76	573	664
	四種		33						29	377	439
計		534	48	24	29	21	3	115	183	1,146	2,103

- (注) 1 技術職給料表(一)及び技術職給料表(二)の適用者に給料の特別調整額の支給されているものはない。  
 2 手当受給者1人当たりの平均手当月額は53,283円である。なお、特例条例による減額措置が行われなかった場合の額は59,203円である。

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分		職員の区分			
		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		11,300 <sup>人</sup>	3,880 <sup>人</sup>	1,110 <sup>人</sup>	6,310 <sup>人</sup>
借 家 ・ 借 間	11,000円未満	5	4	0	1
	11,000円以上 27,000円未満	1,119	342	68	709
	27,000円	1,931	689	54	1,188
	小 計	3,055	1,035	122	1,898
自 宅	4,500円	8,245	2,845	988	4,412
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当額		円 25,650	円 25,705	円 24,902	円 25,667

(注) 借家・借間に係る最高支給限度額は、27,000円である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分		職員の区分			
		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		22,596 <sup>人</sup>	6,536 <sup>人</sup>	2,507 <sup>人</sup>	13,553 <sup>人</sup>
交 通 機 関 の み 利 用		1,187	1,010	57	120
交 通 用 具 の み 使 用		21,011	5,177	2,445	13,389
交 通 機 関 交 通 用 具 併 用 者		398	349	5	44
受給者1人当たり平均手当額		円 9,527	円 12,708	円 7,124	円 8,437

第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									1
5									
6		10							
7		7							
8		18							
9	2	23							
10		13				1			
11		13				1			
12	1	19							
13		24							
14	4	11							
15	1	17							
16		11	8						6
17	2	40	30						6
18	1	19	16	1					3
19		15	14						2
20	3	13	14						2
21	1	2	25	1					
22	3	3	15						
23		44	13						
24	5	9	10						
25		22	37						
26	3	12	13						
27	1	30	16			1			
28	2	12	11						
29	49	15	63						
30	10	2	28					6	
31	8	1	21					9	
32	4		18					2	
33	2	1	10					2	
34	35		23					6	
35	14	1	17					7	
36	6	2	15	1				7	
37	36		16					3	
38	9		50	22			1	6	
39	2		19	4			1	1	
40	4		25	19			5	4	
41	3		16	8			3	1	1
42	3		30	29			42		
43	2		14	43			23		
44			32	20			32		
45	1		16	18			4	1	
46	1		12	22			7		
47	1		11	32		1	11		
48			30	46			4		
49			46	30			4		
50	2		27	25			5		
51			19	13	1	1	2		
52			10	66	1	1	8		
53			27	25		21			
54	1		13	63		7	3		
55		1	10	67		22			
56			6	62	1	44	1		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57			9	31	2	20	1		
58			6	84	18	17	4		
59		1	9	66	7	45			
60			6	18	9	51			
61			1	29	1	18	5		
62				107	10	32			
63			1	33	10	36			
64			1	19	7	16			
65				48	8	33			
66			2	26	69	28			
67				29	20	47			
68				27	8	43			
69			1	42	15	34			
70				23	47	19			
71			1	14	28	17			
72			1	27	30	61			
73				9	16	22			
74			3	6	36	56			
75				10	39	99			
76				7	27	60			
77			2	6	10	365			
78			1	10	10				
79				10					
80				4	1				
81			1	3	10				
82				4	6				
83				1	2				
84				3	2				
85				4	42				
86				4					
87				3					
88				1					
89			1	1					
90				3					
91				7					
92				2					
93				18					
94									
95									
96			1						
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									

給号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	222	411	893	1,356	493	1,219	166	55	21
構成比(%)	4.6	8.5	18.5	28.1	10.2	25.2	3.4	1.1	0.4
平均給料 月額(円)	183,789	217,082	290,456	366,867	394,799	420,992	448,599	474,440	515,129

人員計	4,836 人
平均給料月額	352,787 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7		2					
8							
9	1	1					
10		1					
11		1					
12	2	1					
13	1						
14	1						
15	2						
16	1						
17	3	1	1				
18	1	2	4				
19	1	1	1				
20	4	2	4				
21	1						
22		1	4				
23		1	2				
24	3	1	2				
25		2					
26		2	5				
27	1		6				
28	1	2	8				
29	7	1	8				
30	3		7				
31	1	1	6				
32	2	1	2				
33			9				
34	6		12				
35	1		3				
36	2		7				
37	1		3				
38	2		11	5			
39	1		3				
40	1		5	3			
41	1		4				
42	1		18				
43		1	8	2			
44	1	1	6				
45	2		3	2			
46			14	2			
47			4	4			
48			3	2			
49	1		5	3			
50			6	4			
51				1			
52	1		10	4			
53			6	6		1	
54			4	6			
55			8	3			
56			2	4			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
57			1	6			
58				15			
59			4	5		1	
60			4	4			
61			3	5			
62			3	5			
63				6			
64			1	7		1	
65			1	8			
66				3	2	13	
67				10		13	
68				10		13	
69				7		2	
70				10		2	
71				9		6	
72			1	12	1	6	
73				6	1	1	
74					2	7	
75				16		5	
76				5	1	4	
77			1	2		24	
78				4	3		
79			1	15			
80			1	3			
81			1	3	7		
82				10	1		
83				9	2		
84				5	2		
85				3	47		
86				8			
87				25			
88				10			
89			1	3			
90			1	5			
91				8			
92			1	3			
93				45			
94			1				
95			1				
96							
97			1				
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107			1				
108							
109							
110							
111							
112							
113			1				
114							
115							
116							

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	57	26	244	361	69	99	-
構成比(%)	6.6	3.0	28.5	42.2	8.1	11.6	-
平均給料 月額(円)	176,689	223,546	298,368	378,010	402,286	422,161	-

人員計	856 人
平均給料月額	344,274 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8		1			
9					
10		8			
11					
12					
13		9			
14		1			
15					
16		3			
17		3			
18		2		1	
19		1			
20		5			
21		4			
22		3			
23		1			
24		2			
25		7			
26			2		
27		4			
28		3			
29			3		
30			2		
31		7			
32			3		
33		1	1		
34			1		
35		4	3		
36			4		
37		3			
38			4		
39			1		
40		1	1		
41		5	3		
42		1	2		
43		1	1		
44			5		
45		1	6	3	
46				2	
47		1	1	2	
48		3	4	2	
49		4	4		
50			2	2	
51		1	2	2	
52		5	4	5	
53		2	5	2	
54			2	2	
55				1	
56		1	1	3	

給号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57		1			1
58			3	2	
59			2	2	
60		1	1		
61		1	1		
62		1	1	2	
63		1	3	3	
64			2	2	
65		2		1	
66			4	1	
67			3	1	
68			3	3	
69			3		
70			1	2	
71			1		
72		2	2	1	
73				23	
74			1		
75					
76		1			
77			3		
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	113	101	70	1
構成比(%)	-	39.6	35.4	24.6	0.4
平均給料 月額(円)	-	253,525	372,925	438,591	482,600

人員計	285 人
平均給料月額	342,097 円

医療職給料表（一）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	4			
10				
11				
12				
13				
14	2			
15				
16				
17	2			
18				
19				
20	1			
21				
22				
23				
24	7			
25				
26				
27				
28	4			
29				
30				
31				
32	2			
33				
34				
35	1	1		
36	2	2		
37		1	1	
38			1	
39				
40	2	2		
41				5
42				
43	2	8		
44	2			3
45				1
46		3		
47	3			1
48	4			1
49		3		1
50				2
51				1
52	3			1
53				1
54				
55				
56				

給号	1 級	2 級	3 級	4 級
57				1
58				
59			1	1
60				1
61			1	
62				
63			3	
64				
65			3	5
66				
67				
68				
69			1	
70				
71				
72				
73			1	
74				
75			1	
76			1	
77			2	
78				
79				
80			2	
81				
82				
83			1	
84				
85			1	
86				
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計(人)	41	20	37	12
構成比(%)	37.3	18.2	33.6	10.9
平均給料 月額(円)	335,720	434,250	510,838	562,808

人員計	110 人
平均給料月額	437,311 円

医療職給料表(二) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1								
2								
3								
4								
5			7					
6			2					
7								
8			1					
9			1					
10			4					
11			2					
12			1					
13			1					
14			1					
15								
16			5					
17			4					
18			1					
19								
20			3					
21	1							
22			5					
23			1					
24								
25			2					
26			1	10				
27				4				
28			5	2				
29				1				
30				4				
31			1	3				
32			1			1		
33			1	6		1		
34			1	3		2		1
35			2	2				2
36			5	3		2		3
37			1			2		
38			5	1		1		
39				1		1		
40			1			2		
41				1		1	1	
42				2		1		
43				6		3	1	
44				1		4		
45			1			1	1	
46	1			3	4	5	2	
47				3		3	1	
48				1		3	1	
49					1	3		
50				1		4	3	
51				1	1	3	3	
52						3	2	
53				2				1
54				1		2	4	
55					2	2	6	
56				1		1	1	
57						1		
58					1	4	2	
59					1	1	3	
60					2	3		

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61			1				
62					1	1	
63						3	
64					1	1	
65					1	24	
66					2		
67					2		
68							
69					1		
70							
71							
72					1		
73					1		
74					2		
75							
76							
77							
78							
79							
80					1		
81					1		
82							
83							
84							
85					1		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計 (人)	2	66	64	12	75	60	7
構成比 (%)	0.7	23.1	22.4	4.2	26.2	21.0	2.4
平均給料 月額(円)	191,600	211,705	272,972	329,167	372,205	416,203	447,071

人員計	286 人
平均給料月額	320,955 円

医療職給料表(三) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		13					
10		4					
11		1					
12		1					
13		3					
14		16	1				
15		4	4				
16		2	13				
17		12	2				
18		4	3	1			
19		1	3				
20		6	15				
21		1	2	1			
22		12	2	6			
23		4	7	2			
24		2	4	4			
25		4		3			
26		8		4			
27		5	2	2			
28		4	5	2			
29			6	4			
30		11	9	5			
31		7	3				
32		8	4	2			
33		1	2	2			
34		13	3	3			
35		6	2	4			
36		5	1	2			
37		1					
38			2	3			
39			1	2			
40		1	1	2			
41				6			
42				4			
43				3	2		
44		1	1	2	1		
45				2	2		
46			1	1	2		
47			1	2	1	1	
48			1		2	2	
49				2	2	1	
50				2	3	1	
51				1	1	1	
52			1	3	3	3	
53			1	3	5		
54			1	3	1		
55			1	2	2		
56				1	3	1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57					2	1	
58				1	3		
59		1		2	4	1	
60				3	7		
61			1	1	3		
62				1	3		
63		1		1	5		
64				2	4	1	
65				2	4		
66					2	1	
67					5		
68				1	2		
69				1		5	
70							
71				1	3		
72				2	1		
73		1		2	4		
74					2		
75					3		
76					2		
77					1		
78				2	3		
79					1		
80					2		
81							
82				1	5		
83				1			
84					1		
85					3		
86					1		
87					3		
88					3		
89							
90							
91							
92					1		
93					6		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165								
166								
167								
168								
169								
計(人)		-	165	106	115	119	19	-
構成比(%)		-	31.5	20.2	22.0	22.7	3.6	-
平均給料 月額(円)		-	220,495	266,931	318,343	384,966	437,642	-

人員計	524 人
平均給料月額	296,588 円

技術職給料表(一) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9		1			
10		2			
11					
12					
13					
14					
15					
16		2			
17					
18		1			
19					
20		1			
21					
22		1			
23					
24	2				
25					
26			1		
27					
28		2			
29					
30			1		
31					
32		2			
33					
34			1		
35			1		
36					
37					
38			1		
39			1		
40				1	
41			2		
42					
43			1		
44			1		
45			2		
46			1		
47			2		2
48			2		
49					
50			1		
51			3		
52			2		
53			1		
54			1		3
55			5		1
56			1	1	1
57			3		
58			4	2	1
59				1	2
60			5	2	2

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61			5	1	
62			2	2	2
63			1	1	1
64			3	1	
65			1	1	
66			3	3	
67			1	1	3
68				2	
69			1		
70					1
71			1		1
72				1	1
73				1	
74					1
75					2
76					
77					1
78					
79					1
80					1
81					1
82					1
83					2
84				1	4
85					7
86				1	
87					
88					
89					
90					
91				1	
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計(人)	2	14	61	24	42
構成比(%)	1.4	9.8	42.6	16.8	29.4
平均給料月額(円)	179,100	205,536	300,838	340,579	387,836

人員計	143 人
平均給料月額	322,027 円

技術職給料表(二) (学校看護師に適用)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					1
65					1
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					1
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計(人)		-	-	-	-	3
構成比(%)		-	-	-	-	100.0
平均給料 月額(円)		-	-	-	-	389,600

人員計	3 人
平均給料月額	389,600 円

公安職給料表（警察官に適用）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5							1		
6									
7									
8									
9	24								
10									
11									
12	5								
13	1								
14	24								
15	5								
16	4								
17	17								
18	13								
19	9								
20	9								
21	5								
22	82								
23	7								
24	25	24							
25	8	17	4						
26	15	14	9						
27	13	16	9						
28	63	12	6						
29	9	33	8						
30	17	26	11						
31	17	19	12						
32	10	24	12						
33	17	23	9						
34	12	31	12						
35	9	29	26	1					
36	9	19	17						
37	5	26	13						
38	3	18	16	1					
39	1	19	20	2					
40	3	16	16						8
41	1	16	18	1					
42	4	20	23	3					
43	1	9	17						4
44	2	13	18	3	1				
45	2	7	11	3					1
46	2	10	15	2					
47	1	15	15	4					
48	2	8	22	1					
49	1	12	27	5					
50		7	17	5					
51		9	19	7	1	1			
52	1	7	16	3	1				
53		7	15	6	2				
54	2	8	21	3	2	1			
55		7	24	6	2	1			
56	1	5	9	6	3				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57		3	12	4	3	1			
58	1	5	11	2	3	2			
59		3	12	5	5	1			
60		3	11	5	1	1			
61		3	14	9	6	1		24	
62		2	11	9	5				
63		2	14	9	9	3	1		
64			16	2	3	4			
65		2	11	11	8	3			
66		1	10	6	6	1	1		
67		1	10	9	5	1	1		
68			14	6	4	1	2		
69			13	7	4		4		
70		1	6	5	4	2	5		
71			8	8	6	3	8		
72		1	8	10	6	3	6		
73			10	9	9		2		
74			11	7	4	1	5		
75			10	7	5		5		
76			5	6	7	1	4		
77			5	4	11	2	67		
78			3	5	9				
79			2	5	5	1			
80			5	8	5	3			
81			2	11	4	2			
82			4	13	13	1			
83			1	8	13	3			
84			1	7	17	1			
85			1	12	14	34			
86			2	10	13				
87			2	14	11				
88			2	13	18				
89			1	8	11				
90			1	9	6				
91			2	14	9				
92			3	10	13				
93			5	5	143				
94			4	13					
95				5					
96			3	1					
97			4	10					
98			1	7					
99			5	5					
100			4	12					
101			6	11					
102			3	14					
103			1	10					
104				6					
105			2	11					
106			1	6					
107			2	11					
108			2	10					
109				8					
110			2	9					
111			1	12					
112			3	10					

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
113				8					
114				16					
115			1	22					
116			2	30					
117				19					
118			2	21					
119			2	20					
120			1	14					
121				18					
122			2	14					
123				12					
124			1	17					
125			2	102					
126									
127			1						
128			1						
129			1						
130			1						
131									
132			1						
133			1						
134			1						
135									
136									
137			1						
138									
139			1						
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計(人)	462	553	812	838	430	79	112	24	13
構成比(%)	13.9	16.7	24.4	25.2	12.9	2.4	3.4	0.7	0.4
平均給料 月額(円)	204,165	242,679	293,256	386,828	420,481	431,824	454,794	470,600	487,954

人員計	3,323 人
平均給料月額	323,290 円

教育職給料表(一) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5		9			
6					
7		1			
8		5			
9		1			
10	1	10			
11		3			
12		3			
13		15			
14		3			
15		7			
16		10			
17		4			
18		18			
19		3			
20	3	9			
21		7			
22	1	16			
23		7			
24	1	9			
25		18			
26		19			
27		10			1
28	5	10			
29	1	5			
30	2	23			3
31	1	6			9
32		14			
33	1	13			2
34	1	28			
35	1	17			
36	4	18			2
37	1	8			4
38	4	41			2
39	2	16			3
40	1	19			1
41		21			6
42	4	39			9
43	2	19			4
44	4	29			9
45		24			23
46	1	41			
47	1	14			
48	2	30			
49		21			
50	4	40			
51	1	19			
52	3	24			
53	1	18			
54	2	48			
55		13		1	
56	1	32		3	

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		4	21		2	
58		4	46		4	
59		2	12		2	
60		2	34		2	
61		2	14		2	
62		3	29		6	
63			20		2	
64		1	25		2	
65			26		6	
66			27		6	
67		2	32		9	
68		2	20		6	
69			17		17	
70		4	25		2	
71		2	27			
72		1	35	1	3	
73		3	19		6	
74		2	30		5	
75		1	25		2	
76		2	34		2	
77		1	19		6	
78		3	34	2	3	
79		1	25	1	1	
80		1	37			
81		1	30	1	5	
82			37			
83		2	42	1		
84		2	34			
85		2	32	1		
86			44	2		
87		1	39	1		
88			30			
89		2	41	1		
90			23	2		
91			21	5		
92		2	22			
93		1	35	3		
94		1	45			
95		1	47	7		
96		2	58	2		
97			56	3		
98			27	3		
99		1	22	3		
100			85	3		
101			43	1		
102		1	29			
103		2	75			
104			32			
105			62			
106			52			
107		1	29			
108		1	40			
109		1	33			
110		2	42			
111		2	18			
112			28			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		1	22			
114		1	29			
115		2	15			
116			18			
117		3	15			
118		2	23			
119			14			
120		1	17			
121		1	9			
122		3	29			
123			22			
124			23			
125			16			
126		2	24			
127		1	22			
128		1	15			
129		1	20			
130			29			
131		3	21			
132		1	14			
133			32			
134			39			
135			28			
136		1	26			
137			257			
138		1				
139		1				
140		1				
141						
142						
143		1				
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153		1				
計(人)		156	3,502	43	105	78
構成比(%)		4.0	90.2	1.1	2.7	2.0
平均給料 月額(円)		267,535	366,552	435,793	455,792	490,858

人員計	3,884 人
平均給料月額	368,250 円

教育職給料表(二) (小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
栄養教諭、助教諭等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		46			
18		1			
19		12			
20		16			2
21		5			1
22		62			2
23		11			2
24		16			1
25		55			1
26		16			8
27		26			5
28		30			10
29		17			3
30		60			20
31		13			19
32		20			18
33		30			20
34		57			26
35		17			32
36		36			28
37		30			36
38		67			36
39		33			35
40		38			24
41		31			42
42		66			21
43		32			23
44		46			30
45		50			123
46		62			
47		38			
48		43			
49		30			
50		67			
51		48			
52		43			
53		30			
54		60			
55		30			
56		43			

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57			40			
58			66			
59			37			
60			36			
61			28			
62			44			
63			33			
64			28			
65			30		1	
66			61		1	
67			34		2	
68			34		5	
69			32		1	
70			78		4	
71			26		9	
72			50		2	
73			36		10	
74			87	1	22	
75			33		14	
76			58		41	
77			41		19	
78			97		11	
79			29		13	
80			76		40	
81			48	1	36	
82			120	1	37	
83			48		21	
84			74	3	46	
85			59	2	27	
86			160	2	22	
87			60	1	26	
88			116	2	32	
89			122	1	26	
90			94		23	
91			58		9	
92			75	1	22	
93			72	2	12	
94			67		5	
95			79	7	5	
96			129	1	9	
97			129	1	25	
98			95			
99			192			
100			120	1		
101			147			
102			175			
103			158			
104			135	2		
105			182			
106			143	1		
107			94			
108			221			
109			96			
110			68			
111			92			
112			77			

給号	1級	2級	特2級	3級	4級
113		76			
114		180			
115		74			
116		67			
117		233			
118		77			
119		88			
120		194			
121		96			
122		76			
123		252			
124		86			
125		71			
126		155			
127		118			
128		66			
129		54			
130		107			
131		77			
132		42			
133		52			
134		82			
135		64			
136		48			
137		44			
138		69			
139		40			
140		18			
141		23			
142		41			
143		34			
144		41			
145		33			
146		57			
147		27			
148		31			
149		159			
計(人)	-	9,104	30	578	568
構成比(%)	-	88.6	0.3	5.6	5.5
平均給料月額(円)	-	359,137	417,180	431,315	464,062

人員計	10,280 人
平均給料月額	369,162 円

## 2 民間の給与関係

### 平成21年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成21年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された803事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業、小売業	
ケ 金融業、保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他56職種、合計78職種（うち初任給関係職種19職種）

(4) 調査対象の抽出

標本事業所の抽出

(3)の に記載した調査対象事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から170事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

従業員の抽出

初任給関係職種以外の各調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

調査実人員

初任給関係303人（うち事務・技術関係272人）、初任給関係以外の調査職種6,218人（うち事務・技術関係5,333人）

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、56,248人であり、うち事務・技術関係職種該当者は38,176人である。

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第11表から第24表までのとおりである。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産 業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	1 4 7	2 1	1 8	1 5	6 0	3 3
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	8	-	-	1	5	2
製 造 業	9 2	1 2	1 2	9	3 4	2 5
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	1 7	2	3	2	5	5
卸売業、小売業	6	-	1	1	3	1
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	9	4	1	-	4	-
教育、学習支援業、 医療 福祉 サービス業	1 5	3	1	2	9	-

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が23あった。
- 2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第11表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	2 7 . 9	( 8 . 6 )	( 8 9 . 1 )	( 2 . 3 )	7 2 . 1
高 校 卒	1 9 . 9	( 1 2 . 4 )	( 8 7 . 6 )	( - )	8 0 . 1

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
- 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 194,934	円 199,048	円 188,517	円 -
	高 校 卒	153,037	157,368	148,472	x
新 卒 技 術 者	大 学 卒	200,971	200,247	202,493	-
	高 校 卒	157,242	157,125	158,583	x
計	大 学 卒	198,149	199,718	195,286	-
	高 校 卒	155,169	157,219	151,798	154,870

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第13表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	14.8 %	29.2 %	2.2 %	53.8 %
課 長 級	13.4	23.2	1.6	61.8

第14表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 停 止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	87.8 %	73.4 %	14.9 %	19.5 %	39.0 %	14.4 %	12.2 %
課 長 級	72.9	58.9	11.8	17.5	29.6	14.0	27.1

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第15表 民間における昇給制度の状況

項目 役職・企業規模		昇給制度あり				昇給制度なし
		昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規模計	91.5%	32.6%	79.6%	35.1%	8.5%
	500人以上	89.7	30.2	73.3	36.8	10.3
	100人以上 500人未満	92.2	36.9	83.1	40.0	7.8
	50人以上 100人未満	93.8	28.1	84.4	21.9	6.2
課 長 級	規模計	80.3	25.1	69.8	28.9	19.7
	500人以上	71.0	14.5	64.0	21.9	29.0
	100人以上 500人未満	82.0	35.3	68.2	39.0	18.0
	50人以上 100人未満	96.4	25.0	85.7	21.4	3.6

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における雇用調整の実施状況

項目	実施事業所割合 %
採用の停止・抑制	27.1
転籍出向	8.1
希望退職者の募集	8.2
正社員の解雇	3.8
部門の整理閉鎖・部門間の配転	18.3
業務の外部委託・一部職種の非正規社員への転換	2.4
非正規社員の契約更新の中止・解雇	29.8
残業の規制	39.4
一時帰休・休業	26.6
ワークシェアリング	4.7
賃金カット	19.4
計	61.3

- (注) 1 平成21年1月以降の実施状況である。  
 2 項目については、複数回答である。  
 3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は32.7%である。

第17表 民間における賃金カットの実施状況

役職段階 \ 項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所における平均減額率
係 員	5 . 8 %	4 . 2 %
課 長 級	1 7 . 3	6 . 4

(注) 平成21年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

第18表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 ・ 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職
事 務 主 任 技 術 主 任	係制のある事業所の主任
事 務 係 員 技 術 係 員	一般の事務員、技術者

第19表 民間における職種別給与額等

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 2 1 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	49.6	766,863	837	766,026
	工 場 長	15	53.4	757,894	-	757,894
	事 務 部 長	152	53.5	637,422	362	637,060
	技 術 部 長	140	52.0	623,511	1,625	621,886
	事 務 部 次 長	71	53.3	637,780	14,507	623,273
	技 術 部 次 長	44	52.1	509,923	13,634	496,289
	事 務 課 長	337	49.1	530,402	4,339	526,063
	技 術 課 長	388	47.1	508,399	3,296	505,103
	事 務 課 長 代 理	84	43.8	506,480	55,460	451,020
	技 術 課 長 代 理	80	46.9	493,354	8,965	484,389
	事 務 係 長	412	47.6	412,259	32,162	380,097
	技 術 係 長	388	43.8	445,039	48,506	396,533
	事 務 主 任	183	39.2	324,469	38,302	286,167
技 術 主 任	110	38.0	333,384	37,046	296,338	
事 務 係 員	1,720	35.9	306,019	30,557	275,462	
技 術 係 員	1,200	33.6	305,617	36,157	269,460	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	3	50.4	861,569	-	861,569
	研 究 部 ( 課 ) 長	20	46.3	673,320	400	672,920
	研 究 室 ( 係 ) 長	8	46.2	589,669	23,086	566,583
	主 任 研 究 員	22	46.9	597,712	27,331	570,381
	研 究 員	65	35.2	398,141	34,308	363,833
	研 究 補 助 員	16	34.4	285,268	14,440	270,828

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 2 1 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	2	48.0	320,655	-	320,655
	自家用乗用自動車運転手	7	57.5	304,860	20,585	284,275
	守 衛 員	13	57.3	370,859	73,670	297,189
	用 務 員	18	53.3	278,999	10,318	268,681
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-
	副 院 長	x	x	x	x	x
	医 科 長	2	52.0	1,437,132	197,500	1,239,632
	医 師	12	45.3	1,053,776	67,917	985,859
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	3	58.5	492,623	15,500	477,123
	薬 剤 師	14	40.9	350,560	25,826	324,734
	診 療 放 射 線 技 師	32	37.6	362,978	33,268	329,710
	臨 床 検 査 技 師	39	39.3	325,665	16,270	309,395
	栄 養 士	14	42.1	294,880	12,573	282,307
	理 学 療 法 士	11	31.0	294,882	13,847	281,035
	作 業 療 法 士	8	34.6	317,740	12,190	305,550
	総 看 護 師 長	5	55.9	588,649	2,960	585,689
	看 護 師 長	57	44.8	400,107	30,993	369,114
看 護 師	133	36.7	321,293	36,172	285,121	
准 看 護 師	113	43.0	278,570	33,424	245,146	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 2 1 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )
教 育 関 係	大学学長・副学長・学部長	x	x	x	x	x
	大 学 教 授	49	57.8	704,032	1,345	702,687
	大 学 准 教 授	54	51.5	607,954	6,855	601,099
	大 学 講 師	38	44.8	579,204	25,768	553,436
	大 学 助 教	50	37.3	471,199	45,385	425,814
	大 学 助 手	8	43.6	364,664	-	364,664
職 種	高 等 学 校 校 長	x	x	x	x	x
	高 等 学 校 教 頭	2	58.5	543,023	-	543,023
	高 等 学 校 教 諭	64	47.8	472,058	595	471,463
調 査 実 人 数 合 計		6,218				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第20表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級			
6 級	課長代理	課長	課長
5 級			
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級			
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

第21表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,548円
配偶者と子1人	19,644円
配偶者と子2人	25,078円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	48.4%
非支給	51.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合は、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第23表 民間における特別給の支給状況

区 分		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目	下 半 期 ( A 1 )	円 348,663	円 270,790
	上 半 期 ( A 2 )	346,305	268,290
特別給の支給額	下 半 期 ( B 1 )	円 775,189	円 471,048
	上 半 期 ( B 2 )	676,537	408,410
特別給の支給割合	下 半 期 ( $\frac{B1}{A1}$ )	月分 2.22	月分 1.74
	上 半 期 ( $\frac{B2}{A2}$ )	1.95	1.52
年 間 の 平 均		4.15月分	

(注) 1 下半期とは平成20年8月から平成21年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	係 員		課 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	% 65.0	% 35.0	% 54.7	% 45.3
500人以上	61.8	38.2	48.3	51.7
100人以上 500人未満	68.1	31.9	58.0	42.0
50人以上 100人未満	64.3	35.7	60.6	39.4

### 3 労働経済関係

第25表 労働経済指標

項目 年度・年月	全 国					栃 木 県				
	きまって支給する給与 (調査産業計)		総実労働 時間数 (調査 産業計)	所定外労働 時間数 (調査 産業計)	有効求人 倍率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)		総実労働 時間数 (調査 産業計)	所定外労働 時間数 (調査 産業計)	有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金額	前年度比・ 前年同月比	(時間)	(時間)	(倍)	金額	前年度比・ 前年同月比	(時間)	(時間)	(倍)
	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)
平成19年度	300,566	0.7	154.2	13.4	1.02	303,829	0.8	161.2	15.7	1.40
平成20年度	297,432	1.6	151.1	12.1	0.77	297,631	3.9	156.9	13.0	0.92
平成20年4月	305,279	0.8	158.3	13.7	0.93	309,797	2.7	164.1	15.3	1.26
5月	299,815	0.5	150.8	12.8	0.93	301,393	0.6	156.6	13.9	1.19
6月	300,856	0.2	157.1	12.7	0.90	308,777	2.2	164.6	14.8	1.12
7月	301,144	0.4	159.2	12.9	0.88	307,790	1.0	166.0	14.6	1.08
8月	299,333	0.3	148.1	12.3	0.85	304,753	1.0	156.5	14.4	1.02
9月	299,625	0.1	152.0	12.7	0.83	304,886	1.4	157.4	14.0	1.00
10月	300,807	0.1	157.2	12.8	0.80	304,578	0.1	164.9	14.3	0.95
11月	299,510	0.7	152.0	12.5	0.76	300,001	1.9	160.1	13.6	0.91
12月	297,992	1.3	149.7	12.0	0.73	294,804	4.6	153.5	11.6	0.84
平成21年1月	288,005	2.7	139.7	10.7	0.67	279,910	5.7	145.0	11.2	0.66
2月	289,008	3.0	143.5	10.1	0.59	277,873	7.2	146.5	9.3	0.53
3月	288,010	3.8	145.3	10.3	0.52	277,010	7.8	147.7	9.1	0.46
4月	290,619	3.4	152.4	10.7	0.46	279,820	7.5	156.2	9.8	0.42
5月	285,894	3.2	140.4	10.2	0.44	275,898	5.9	143.4	9.6	0.37
6月	287,970	2.7	152.6	10.3	0.43	280,615	6.5	155.4	9.8	0.37
資料出所	厚生労働省					県民生活部				栃木 労働局

(注) 1 、 、 、 は平成17年基準である。  
 2 、 、 、 、 は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 の平成19年度、20年度の欄は、それぞれ平成19暦年、20暦年の数値である。

消 費 支 出								消費者物価指数		国内企業 物価指数
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	
全世帯		勤労者世帯		全世帯		勤労者世帯				
金 額	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比						
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
297,782	1.0	323,459	1.0	304,418	4.2	331,226	9.1	0.4	1.0	2.3
296,932	0.3	324,929	0.5	337,641	10.9	373,941	12.9	1.1	1.2	3.2
310,695	1.7	343,586	0.4	416,394	37.7	507,305	43.8	0.8	0.7	4.1
288,128	1.7	315,152	0.6	322,371	9.6	328,862	2.4	1.3	1.8	4.9
281,951	0.5	307,975	2.6	340,916	27.0	398,206	33.3	2.0	2.2	5.8
298,366	2.3	330,483	2.7	318,926	2.1	362,845	5.1	2.3	2.4	7.5
291,154	1.6	322,501	0.7	310,966	0.3	345,175	14.2	2.1	1.8	7.6
281,433	0.0	307,778	1.1	321,829	24.1	352,884	24.6	2.1	1.8	7.0
291,504	1.8	313,544	4.0	306,783	1.4	305,795	3.6	1.7	1.6	4.5
284,762	0.7	310,146	2.4	313,131	6.9	315,965	2.6	1.0	0.9	2.4
336,976	4.2	365,435	3.7	408,812	4.8	466,339	10.5	0.4	0.3	0.9
291,440	6.0	321,732	5.7	313,706	8.8	348,421	1.7	0.0	0.2	0.9
266,044	3.5	295,494	1.0	280,639	11.9	276,946	23.7	0.1	0.2	1.8
310,680	0.6	344,643	0.5	292,117	11.3	319,418	17.4	0.3	0.3	2.5
306,340	1.4	344,514	0.3	287,727	30.9	320,306	36.9	0.1	0.4	4.0
285,530	0.9	317,195	0.6	299,954	7.0	326,711	0.7	1.1	0.9	5.5
277,237	1.7	299,439	2.8	296,226	13.1	330,248	17.1	1.8	1.8	6.7
総 務 省										日本銀行

## 4 生計費関係

第26表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費 (平成21年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	30,575	33,257	44,636	56,016	67,403
住居関係費	34,418	57,042	52,083	47,123	42,163
被服・履物費	7,083	4,516	6,223	7,932	9,641
雑費	29,256	34,875	52,108	69,340	86,573
雑費	12,537	15,459	20,318	25,177	30,037
計	113,869	145,149	175,368	205,588	235,817

### 平成21年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(94世帯)に基づく費目別平均支出金額(4人世帯の1か月( $\frac{365}{12}$ 日)分の支出金額に調整したもの。以下「平均4人値」という。)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、次のように算定した。

$$\text{宇都宮市の1人世帯標準生計費} = \text{全国の1人世帯標準生計費} \times \frac{\text{宇都宮市の平均4人値}}{\text{全国の平均4人値}}$$

## 5 国及び都道府県の給与関係

第27表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成20年4月)

ラスパイレス指数	98未満	98以上	99以上	100以上	101以上
		99未満	100未満	101未満	
団 体 数	11	11	6	7	12

(注) 1 「平成20年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を100としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は、101.5である。

3 総務省では、平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引下げとともに、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し支給する地域手当が導入されたことから、この地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、100.3である。

## 6 人事院勧告等の概要

### 給与勧告の骨子

#### 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

#### 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1 民間給与との比較

11,100民間事業所の約46万人の個人別給与を実地調査（完了率87.8%）

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較  
民間給与との較差 863円 0.22%〔行政職(一)...現行給与391,770円 平均年齢41.5歳〕

〔俸給 596円 住居手当 209円〕  
〔はね返し分(注) 58円〕

(注)地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

民間の支給割合 4.17月（公務の支給月数 4.50月）

##### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給> 民間給与との較差（マイナス）の大きさ等を考慮し、月例給を引下げ

(1) 俸給表 初任給を中心とした若年層及び医療職(一)を除き、すべての俸給月額について引下げ  
行政職俸給表(一) 基本的に同率の引下げ（平均改定率 0.2%）とするが、初任給を中心に若年層（1級～3級の一部）は引下げを行わない。7級以上は平均を0.1%上回る引下げ

指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率（0.3%）を踏まえた引下げ  
その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引下げ（医療職俸給表(一)等を除く）  
給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に、調整率（〔実施時期等〕参照）を踏まえた率を乗じて得た額に引下げ

(2) 住居手当 自宅に係る住居手当（新築・購入後5年に限り支給、月額2,500円）を廃止

(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ  
（35,300円 35,200円）

<期末・勤勉手当（ボーナス）> 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.5月分 4.15月分  
（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
21年度 期末手当	1.25月(支給済み)	1.5月(現行1.6月)
勤勉手当	0.7月(支給済み)	0.7月(現行0.75月)
22年度 期末手当	1.25月	1.5月
以降 勤勉手当	0.7月	0.7月

本年5月の勧告に基づき、21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.2月分）は引下げ分の一部に充当

[実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与とみて解消するため、4月の給与に調整率（0.24%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（俸給月額の下げ改定のあった者に限る）

（注）行政職（一）の職員全体の較差の合計額を引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率

<超過勤務手当等> 時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を強力に抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務（日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。）に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（代替休）を指定することができる制度を新設

なお、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、今後、民間企業の実態を踏まえて必要な見直し

[実施時期] 平成22年4月1日

### 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた配分見直しや諸制度の導入・実施が終了する平成22年度以降、勤務実績の給与への反映の推進、地域間給与配分の見直し等について検証を行うとともに、高齢期の雇用問題に関連した給与制度等の見直しを含めた様々な課題について、順次検討
- ・ 平成23年度以降において経過措置の段階的解消に伴って生ずる制度改正原資の取扱いについて、若年層給与の引上げや諸手当の見直し等に充てるなどの方策を検討
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との差は最大2.6ポイントで、改革前（最大4.8ポイント）より減少。平成23年度以降に最終的な検証を行うに当たっては、地域手当の異動保障や広域異動手当が同一地域に引き続き勤務する国家公務員に影響しないことにも配慮して検討

### 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

- 1 雇用と年金をめぐる動き
  - ・ 雇用と年金の連携を図ることは公務・民間共通の課題。既に民間企業に関しては65歳までの雇用確保措置を義務付け
  - ・ 国家公務員制度改革基本法は、定年年齢の65歳への段階的引上げの検討を規定
- 2 基本的な考え方
  - ・ 公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当
  - ・ その条件を整えるため、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）の最終報告も踏まえ、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策等、検討すべき諸課題への対応を早急に進める必要
  - ・ 準備期間も勘案すれば、平成23年中には法制整備を図る必要。定年延長は公務運営の在り方全般にかかわるため、本院を含む関係者が協力し政府全体としての検討を加速すべき。本院としては、平成22年中を目途に立法措置のための意見の申出を行えるよう、今秋以降鋭意検討
- 3 具体的な検討課題
  - (1) 給与制度の見直し 民間の雇用及び給与の状況等を踏まえた60歳前半の給与水準及び給与体系を設定。併せて60歳前の給与カーブや昇給制度の在り方を見直し
  - (2) 組織活力を維持するための施策 役職定年制の導入、専門性をいかし得る行政事務の執行体制の構築、公務外への人材提供と公務外の業務の公務への再配置等の人材活用方策を検討
  - (3) その他の措置 特例的な定年の取扱い、短時間勤務制の導入、早期退職を支援する措置、公務員の退職給付の在り方等について検討

# 公務員人事管理に関する報告の骨子

## 公務員制度改革に関する基本認識

### (1) 本院の基本認識と取組

高い専門性を持って職務を遂行するという職業公務員制度の基本を生かしつつ、制度及び運用の一体的な改革を進め、公務員の意識改革を徹底することが肝要。改革の実現に向け使命・責務を果たす決意

### (2) 政官関係と公務員の役割

政治と公務員の役割分担を前提に、政治的に中立な職業公務員制度が維持されることで、行政の専門性や公正な執行を確保。幹部公務員制度の検討には、議院内閣制の下での政治と職業公務員の関係の十分な検討が必要

### (3) 労働基本権

労働基本権の在り方は公務員制度の基本的枠組みや行政執行体制に大きな影響。現行制度の見直しには、憲法との関係、使用者の当事者能力の制約、市場の抑制力の欠如など公務特有の論点を含め、幅広い観点から慎重な検討を行った上で判断することが必要

## 主な個別課題と取組の方向

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 採用試験の基本的な見直し

- ・ 有為な人材の誘致のため、積極的な人材確保活動と併せ、試験制度の見直しが必要
- ・ 「採用試験の在り方を考える専門家会合」(座長：高橋滋一橋大学教授)の報告書を踏まえ、総合職試験・一般職試験・専門職試験・中途採用試験への再編、総合職試験には院卒者試験も創設 - 各試験の枠組みを提示
- ・ 平成24年度の新試験の実施に向け、早急に具体化を検討

検討の視点	中立・公正な試験の構築	人材確保に資する魅力ある試験
	キャリア・システム見直しの契機	新たな人材供給源に対応
	論理的思考力・応用能力・人物面の検証に重点	

#### (2) 時代の要請に応じた職業公務員の育成

- ・ 「公務研修・人材育成に関する研究会」(座長：西尾隆国際基督教大学教授)の報告書を踏まえ、各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実を推進
- ・ 職業公務員固有の役割にかんがみ、全体の奉仕者たる使命感や広い視野、識見などを長期的視点に立って涵養。このため、失敗も含めた行政事例の多角的検証等の研修を強化

#### (3) 能力及び実績に基づく人事管理への転換

人事評価の公正・適正な実施及び評価結果の任免・給与への適切な活用を支援するほか、職員の能力の伸長に資する研修コースの開発・実施により人事評価の人材育成への活用を支援

#### (4) 人事交流の推進

官民人事交流の見直しは、公務の公正性等に留意しつつ対応する必要。国と国以外の組織との人的交流の在り方について、職員の身分取扱いとの関係を含め幅広い研究が必要

#### (5) 事務官・技官の呼称の廃止

国家公務員としての一体感を高め、適材適所の人事配置に資するよう、事務官・技官の呼称を廃止することが適当であり、関係府省における必要な検討を要請

### 2 勤務環境の整備等

#### (1) 非常勤職員制度の適正化

指針の発出による非常勤職員給与の適正支給の取組は着実に進展。日々雇用職員の任用・勤務形態の見直しを検討。忌引休暇等の対象範囲を拡大

#### (2) 超過勤務の縮減

幹部職員をはじめ組織全体として取り組むことが重要。全府省における計画的な在庁時間削減の取組を推進。国会関係業務による超過勤務の縮減への対応が重要

(3) 両立支援の推進

育児休業法改正の意見の申出を行うほか、短期介護休暇の新設等両立支援の取組を一層推進

(4) 職員の健康の保持

心の疾病を予防するための保健師等による相談体制を整備。「パワー・ハラスメント」についての情報提供を実施。病気休暇の制度や運用の在り方等の検討に着手

## 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するよう、育児休業法を改正

1 育児休業等をするできない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児休業等をするができるようにすること

2 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例

子の出生の日から人事院規則で定める期間内に、職員が当該子について最初の育児休業をした場合は、当該子について再度の育児休業をすることができるものとする

3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施